

発 行 東京都

目

次

○建築基準法による一団地の区域…………… …………(都市整備局市街地建築部建築指導課

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区 域の指定 ……………(環境局環境改善部化学物質対策課)… (四件)

○港湾施設の供用開始……(港湾局港湾経営部経営課)… ○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区 域の指定解除…………………(同)… Ŧī.

○開発行為に関する工事完了………………… …(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)…

六

令和二年七月十五日

告 示

●東京都告示第九百五十八号

定により の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第八十六条 一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供す

令和二年七月十五日

第二本庁舎三階中央) 認定計画書の縦覧場所 三十二まで、千二百三十二番二、千 二百三十三番及び同番三 二十五の一部、同番二十六から同番

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課 (東京都庁

●東京都告示第九百五十九号

第六条第二項の規定により、 第一 う。)を指定するので、同条第三項において準用する同法 り、 ればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」とい 土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条 土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ 項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお 次のとおり告示する。

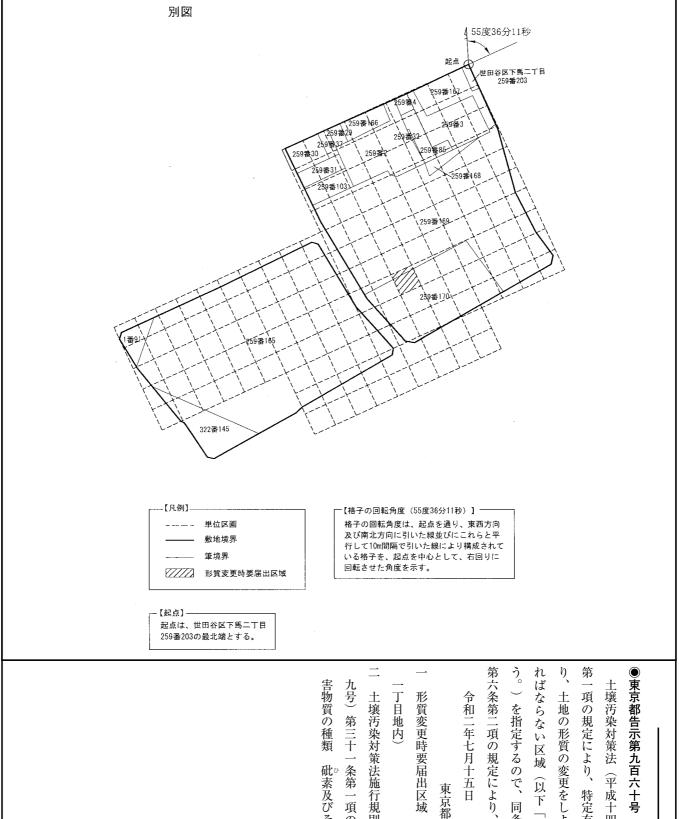
東京都知事 小 池 百 合子

二丁目地内) 形質変更時要届出区域 別図のとおり (世田谷区下馬

九号)第三十一条第二項の基準に適合していない特定有 害物質の種類 土壤汚染対策法施行規則 鉛及びその化合物 (平成十四年環境省令第二十

対象区域の地名地番及び認定年月日 東京都知事 小 池 百 合 子

同番七、同番八、同番十七、同番二豊島区目白一丁目十二番一の一部、 同番二十から同番二十二まで、同番 十、千五十七番一の一部、同番十八、 対 象区 域の地名 地番 二日 令和二年六月十 認定年月日



●東京都告示第九百六十号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 項の規定により、 特定有害物質によって汚染されてお

第十一

ばならない区域

。 以 下

とい

土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ

)を指定するので、

同条第三項において準用する同 「形質変更時要届出区域」

次のとおり告示する。

令和二年七月十五日

害物質の種類 土壤汚染対策法施! 第三十 条第 砒素及びその化合物 行規則 項の基準に適合していない特定有 -四年環境省令第一

(平成十

丁目地内)

形質変更時要届出区域

別図のとおり

(世田谷区玉堤

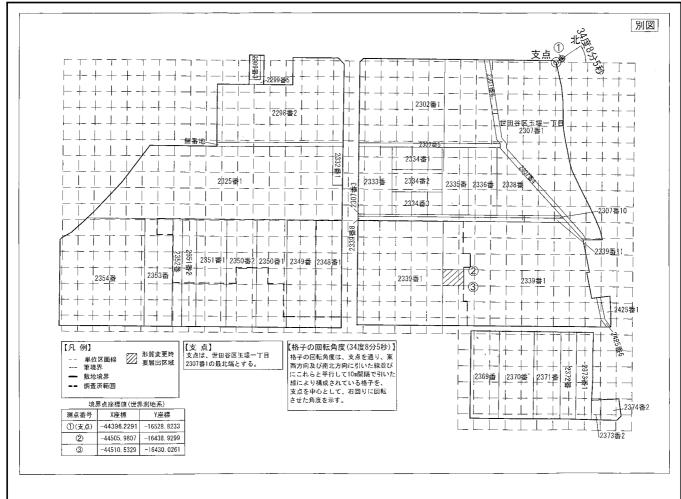
東京都知事

小

池

百

合 子 3



●東京都告示第九百六十一号

第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。第六条第二項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」といればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」といればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」といればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」といればならないでは、

令和二年七月十五日

小

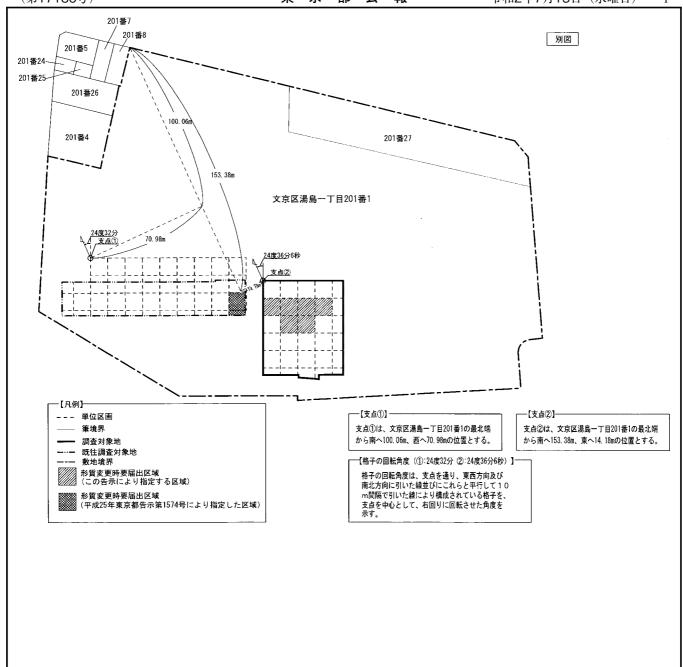
池

百

合子

丁目地内) 形質変更時要届出区域 別図のとおり(文京区湯島

並びに砒素及びその化合物、鉛及びその化合物害物質の種類、水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、分別等三十一条第一項の基準に適合していない特定有土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十



九号。

以下

「規則」

という。

三十

条第

項の

を基準 化

砒素及びその:

|目地内)

形質変更時要届出区域

別図のとおり

(中央区築地

五.

東京都

知事

小

池

百

合 子

土壤汚染対策法施行規則

(平成十 第

-四年環境省令第一

に適合していない特定有害物質の種類

ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化

害物質の種類

鉛及びその化合物

規則第三十

条第一

一項の基準に適合していない特定有

●東京都告示第九百六十二

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 項の規定により、 土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ 特定有害物質によって汚染されてお 第十

第六条第二項の規定により、

を指定するので、

同条第三項において準用する同 「形質変更時要届出区域」

次のとおり告示する。

令和二年七月十五日

ばならない

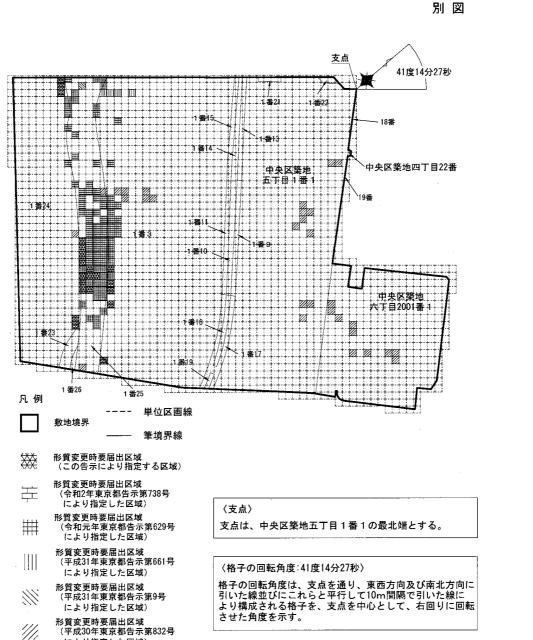
区域

以

下

とい

5



により指定した区域) 四

目

地内)

土壤汚染対

策

法施

行規

則

平

成

Ŧ

几

年

環境省令

十

以 下

「規則」

という。

第

干

条第

項

Ó 第

有害物 講じら れた汚染の除去等の 質 \hat{o} 種 類 及びその 措置 化合物

土壌汚染の

除去

物並びに砒素及びその化 規則第三十 条第一 項 合物 0 基準に適合してい なか つた特

三

に適合していなか

った特定有害物質の

種

類

アン

`化合 基準

定を 一年七月十五日 解除 する区 域 京都 別図 知 事 0) とお 小 ŋ 池 港 区 百 一虎ノ 合 門 子 Ŧī. 丁

東京都告示第九百六十二 号

令和 項の規定により、 壤汚染対策法 一年東京都告 宷 示第 成 令和 + 一百七十 四年法律第五 元年東京都告示第百四 号により指定した区域 十二 号 七号 + 及 条

0) 全部

0)

指定を解

除するの

で、

同

|条第|

項

E

お

13

準

甪

同法第六条第一

項

Ó

規定により、

次のとおり告示する。

別図

11度6分40秒 支点② 港区

26度14分12秒 支点① 港区 虎ノ門左丁目 /門五丁 101番1 108番2

14度58分43秒 支点③ 109番5 港区 虎ノ門五丁目 109番2



【格子の回転角度】

- ①: 26度14分12秒
- ②: 11度 6分40秒
- ③: 14度58分43秒
- 4): 16度38分30秒

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線 並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている 格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

①:港区虎ノ門五丁目101番1の最北端とする。

【凡 例】 単位区画 筆境界 敷地境界

指定を解除する区域

防波堤

十三号地防波堤

二六〇・

C メ

ートル

種

類

規模

【支点】

同番二、

同番四から同番六ま

同番二十及び同番二十六

中市南町一丁目三十三番一、

含まれる地域の名称 開発区域又は工区に

五及び十一番十四 調布市飛田給二丁 から同番三十まで

目十番

-

十二番地四十小平市鈴木町

目

应

百

代表取締役 加誠賀建設株式会社

加賀美

誠

- ②: X座標:-37425.0727、Y座標:-8130.6343とする。
- ③:X座標:-37457.9664、Y座標:-8180.8087とする。
- ④:港区虎ノ門五丁目111番2の最北端とする。

※支点の座標は、測量法(昭和24年法律第188号)の規定により、 世界測地系座標計算 によって作成した。

開発行為に関する工事の完了につい 公 告

開始する。 令和二年七月十五日

東京都告示第九百六十四

号

東京都港湾管理条例

(平成十六年東京都条例第九

+

次の港湾施設を設置し、

供用を

第五条の規定により、

東京都知事

小 池 百

合 子

丁青江 目海 工 地 二 区 所 在 地 令和 年七月 月日 開始

先

令和二年七月十五日

完了した。

項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、

都市計画法

昭

和四十三年法律第百号)

第二十九条第

東京都多摩建築指導事務所長

浅 井

勉

0

住所及び氏名許可を受けた者の

平市鈴木町一 丁目 远 百 克 七

代表取締役 加 十二番地四十 加賀美 誠

√ۍ∖ FSC ミックス

発 行

東

東京都新宿区西新宿二丁目八番

号 都

本号

郵便番号 163-8001 価 定

箇月

六〇〇円円

勝

美

印

刷

株

式

会

社

印刷所

東京都文京区白山

一丁目十三番七号

郵便番号

113-0001

(郵送料を含む。)

|電話 ○三(三八一二)五二○一(代)

電話

〇三(五三二一) — — — (代)

リサイクル適性(例)